

昭和四十六年政令第百八十八号

水質汚濁防止法施行令
内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第三項、第三条第三項、第十一条第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条、第二十一条第四項、第二十二条第一項、第二十四条第三項、第二十八条及び附則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）に掲げる施設とする。

（カドミウム等の物質）

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

（カドミウム及びその化合物）

（シアン化合物）

（有機燃焼化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト（別名パラチオノン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト（別名メチルカブトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。））

（鉛及びその化合物）

（六価クロム化合物）

（チオ素及びその化合物）

（水銀及びアルギル水銀その他の水銀化合物）

（ポリ塩化ビフェニル）

（トリクロロエチレン）

（テトラクロロエチレン）

（ジクロロメタン）

（四塩化炭素）

（一・二・二ジクロロエタレン）

（一・二・二・二トリクロロエタン）

（一・三・二ジクロロプロパン）

（テトラメチルチウラムジスルトイド（別名チウラム））

（二・二・二・二・二トリクロロ・六・ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン））

（二十一-S-四-クロロベンジル-N-N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ））

（二十二ベンゼンセレン及びその化合物）

（二十三ほう素及びその化合物）

（二十五ふつ素及びその化合物）

（二十六アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物）

（二十七塩化ビニルモノマー）

（二十八一・四・ジオキサン）

（二十九水素イオン濃度等の項目）

（三十硫酸）

（三十一ホスゲン）

（三十二クロルピクリン）

（三十三塩化チオニル）

二十二ベンゼンセレン及びその化合物	二十三ほう素及びその化合物	二十四水素イオン濃度	二十五硫酸	二十六アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	二十七塩化ビニルモノマー	二十八一・四・ジオキサン	二十九水素イオン濃度等の項目	三十硫酸	三十一ホスゲン	三十二クロルピクリン	三十三塩化チオニル	三十四水素イオン濃度	三十五硫酸	三十六水素イオン濃度等の項目	三十七塩化ビニルモノマー	三十八一・四・ジオキサン	三十九水素イオン濃度等の項目	四十硫酸	四十一エチル（乙）一二三「N-ベンジル	四十二エチル（乙）一二三「N-ベンジル	四十三「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	四十四「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	四十五「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	四十六「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	四十七「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	四十八「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	四十九「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十一「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十二「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十三「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十四「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十五「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十六「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十七「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十八「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	五十九「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十一「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十二「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十三「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十四「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十五「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十六「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十七「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十八「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	六十九「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十一「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十二「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十三「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十四「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十五「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十六「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十七「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十八「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	七十九「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十一「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十二「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十三「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十四「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十五「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十六「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十七「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十八「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	八十九「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	九十「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	九一「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	九二「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）	九三「メチル（一）メチルチオエチリデン」（別名クロルデン）
-------------------	---------------	------------	-------	----------------------------------	--------------	--------------	----------------	------	---------	------------	-----------	------------	-------	----------------	--------------	--------------	----------------	------	---------------------	---------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

第三条の二 法第二条第三項の政令で定める施設は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽とする。（指定物質）	環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。（指定地域特定施設）
第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。	は、次に掲げる物質とする。

（油）	（油）
一 原油	一 原油
二 重油	二 重油
三 潤滑油	三 潤滑油
四 軽油	四 軽油

第五条 灯油 六 挥発油 七 動植物油 (貯油施設等)	第三条の五 法第二条第五項の政令で定める施設 は、次に掲げる施設とする。 一 前条の油を貯蔵する貯油施設 二 前条の油を含む水を処理する油水分離施設 (排水基準に関する条例の基準)
第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の基準(以下「水質環境基準」という。)が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例(農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号))第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壤の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。)においては、水質環境基準が維持されるため必要な程度の許容限度を定めることとする。(指定項目、指定水域及び指定地域)	第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、化学的酸素要求量及び窒素又は燐の含有量とし、当該項目ごとの同項の政令で定める水域は、いずれも次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで 和歌山県日ノ御崎から徳島県伊島及び 前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂岬から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線 同崎から福岡県妙見崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域	別表第二号に掲げる区
第四条の三 法第四条の二第二項第二号に掲げる総量は、当該指定地域における人口及び産業の総量は、(法第四条の二第二項第二号に掲げる総量)	別表第三号に掲げる区

第三条の五 法第二条第五項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。
一 前条の油を貯蔵する貯油施設
二 前条の油を含む水を処理する油水分離施設
(排水基準に関する条例の基準)

第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の基準(以下「水質環境基準」という。)が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例(農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号))第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壤の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。)においては、水質環境基準が維持されるため必要な程度の許容限度を定めることとする。

第五条 法第二条第五項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた措置を考慮して、目標年度において公共用水域に排出されると見込まれる水の発生源別の汚濁負荷量につき、目標年度において見込まれる污水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備及び污水又は廃液の処理施設の設置の状況等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合に、当該指定水域に流入すると見込まれる水の汚濁負荷量の総量を算定することにより求めるものとする。

組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができる。

(報告及び検査)

第六条 法第十二条第二項(法第十三条第二項に

施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

(法第十二条第二項の政令で定める施設)

第七条 法第十二条第二項(法第十三条第二項に

おいて準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。

(緊急時)

第六条 法第十八条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な渦水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度(第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁については、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度)をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

(法第二十二条第二項の政令で定める基準)

第七条 法第二十二条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 環境基本法第四十二条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この条において「審議会等」という。)が法第二十条第一項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行ふ臨時委員その他の特別の委員に、国

の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員(次号において「国とその他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組

織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができる。

(報告及び検査)

第八条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により、特定事業場の設置者(当該特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。)又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、污水等の処理の方

法、排出水の汚染状態及び量(指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設及び污水等の処理施設、有害物質貯蔵指定施設並びにこれらに関連する施設、特定施設において使用する原料、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の敷地内の土壤及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第九条 法第二十二条第二項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第百条第一項の規定により指定された河川の管理を行う市町村長

二 公共下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいい、法第二条第一項に規定する公共下水道の管理者を除く。)及び都市下水路管理者(下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。)

三 渔港管理者(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第

二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。)

四 水資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十七条に規定する保護水面の管理

を行う都道府県知事及び農林水产大臣

五 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)に基づき農業用排水施設の管理を行う

国、都道府県、市町村及び土地改良区

六 土地改良法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条

(政令で定める市の長による事務の処理)

七 第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条

条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに市

川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び德

島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都

市に係る事務に適用する。

八 第十一条 法第五条から第七条まで、第十条、第十一

条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二

第一項又は第二項の規定による届出の受付に

理に関する事務

九 第十二条 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十四条の二第一項、第十四条の二第二項、第十四条の三第一項、第十三条第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

十 第十三条 法第九条第二項の規定による同条第一項の規定による常時監視に関する事務

十一 第十五条第一項の規定による報告に関する事務

十二 第十六条 法第十七条第一項の規定による公表に関する事務

(施行期日)	この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
第一条	この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
(施行期日)	この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削除する。
附 則	(平成二十二年三月二十五日政令第五号) 抄
(二号)	抄
(施行期日)	この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。
附 則	(平成二十三年一月二八日政令第三六七号)
(四七号)	抄
(施行期日)	この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年六月一日)から施行する。
附 則	(平成二十四年五月二十五日から施行する。)
附 則	(平成二十四年五月二十六日政令第二五一号)
(五号)	この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。
附 則	(平成二十四年五月三〇日政令第一三七号)
(三七号)	この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律に関する法律の施行の日(平成二十五年十二月二十日)から施行する。
附 則	(平成二六年五月三〇日政令第一九六号)
(九六号)	抄
(施行期日)	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則	(平成二七年一月三〇日政令第三〇号)
(〇号)	抄
(施行期日)	この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第十三条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削除する。

(施行期日)	この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
第一条	この政令は、改正法施行日(令和二年四月一日)から施行する。
(施行期日)	この政令の施行前にした行為及び附則第八条に規定する経過措置
附 則	(令和二年七月八日政令第二二二号) 抄
(二号)	抄
(施行期日)	この政令は、水質汚濁防止法施行令第十条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令の一部改正の経過措置
附 則	(平成二十三年五月二三日政令第一三七八号)
(三七八号)	抄
(施行期日)	この政令は、水銀に関する水俣条約(附則第四条において「条約」という。)が日本国について効力を生ずる日から施行する。
附 則	(平成二十六年法律第四十二号) 附則第二二八六号)
(二八六号)	抄
(施行期日)	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成二七年一月一一日政令第一三七八号)
(三七八号)	抄
(施行期日)	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成三十一年一〇月一七日政令第二二九三号)
(二九三号)	抄
(施行期日)	この政令は、改正法の施行の日(平成三十年十月二十二日)から施行する。ただし、第十三条から第六条まで、第八条及び第十四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第二項に掲げる規定の施行の日(令和二年六月二十一日)から施行する。
附 則	(平成二七年一月三〇日政令第四四〇号)
(四〇号)	抄
(施行期日)	この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(施行期日)	この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
第一条	この政令は、改正法施行日(令和二年四月一日)から施行する。
(施行期日)	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用による改正後の水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量削減計画とみなす。
附 則	(令和二年七月八日政令第二二二号) 抄
(二号)	抄
(施行期日)	この政令は、新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が新たに定められた総量削減計画とみなす。
附 則	(令和四年二月二三日政令第一五六号)
(五六号)	抄
(施行期日)	この政令は、公布の日の翌日から施行する。
附 則	(令和四年二月二三日政令第一五六号)
(二号)	抄
(施行期日)	この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。
附 則	(令和四年三月三一日政令第一五六号)
(二号)	抄
(施行期日)	この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいう。)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。
附 則	(令和四年三月三一日政令第一五六号)
(二号)	抄
(施行期日)	この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいう。)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。
附 則	(令和四年三月三一日政令第一五六号)
(二号)	抄
(施行期日)	この政令は、新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項に規定する総量削減基本方針が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量削減計画とみなす。
附 則	(令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)
(四〇号)	抄
(施行期日)	この政令は、令和五年二月一日から施行する。

(施行期日)	この政令は、新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濬負荷量に係る総量削減計画が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量削減計画とみなす。
第一条	この政令は、改正法の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
(施行期日)	この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
附 則	(令和元年六月二八日政令第四四〇号)
(四〇号)	抄
(施行期日)	この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第十三条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削除する。
附 則	(平成二九年三月三〇日政令第一九六号)
(九六号)	抄
(施行期日)	この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。
附 則	(平成二九年三月三〇日政令第一九六号)
(九六号)	抄
(施行期日)	この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。
附 則	(平成二九年三月三〇日政令第一九六号)
(九六号)	抄
(施行期日)	この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。
附 則	(平成二九年三月三〇日政令第一九六号)
(九六号)	抄
(施行期日)	この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。
附 則	(平成二九年三月三〇日政令第一九六号)
(九六号)	抄
(施行期日)	この政令は、新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項に規定する総量削減基本方針が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量削減計画とみなす。
附 則	(令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)
(四〇号)	抄
(施行期日)	この政令は、令和五年二月一日から施行する。

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一二月一日政令第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和六年一月四日政令第一号）

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるるもの

イ 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

三 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

四 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

五 牲畜の事業場に係るもの（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

七 水産物品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

八 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

九 水産動物原料処理施設

十 水産動物原料処理施設

十一 水産動物原料処理施設

十二 水産動物原料処理施設

十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

十四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

十五 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

十六 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

十七 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

十八 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

十九 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

二十 みそ、しよう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

二十一 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

二十二 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

二十三 ハニカム精製施設

二十四 サラシナカ精製施設

二十五 パーラー精製施設

二十六 麻糸精製施設

二十七 蚕糸精製施設

二十八 まゆ湯精製施設

二十九 紡績業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

三十 蒸留施設

三十一 剥離施設

三十二 乾燥施設

三十三 分離施設

三十四 売場粉精製施設

三十五 そば粉又は豆粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

三十六 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

三十七 インスタントコーヒーメーカーの用に供する施設

三十八 クラウド製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

三十九 丸豆精製施設

四十 水洗式脱臭施設

四十一 洗净施設（洗びん施設を含む。）

四十二 蒸留施設

四十三 剥離施設

四十四 洗淨施設

四十五 剥離施設

四十六 分離施設

四十七 剥離施設

四十八 ミル精練機

四十九 まゆ湯精製施設

五十 蒸留施設

五十一 リンスター精練機

五十二 木本精練機

五十三 ハニカム精製施設

五十四 葵粉精製施設

五十五 リンスター精練機

五十六 シルケット精練機

五十七 剥離施設

五十八 水洗式脱臭施設

五十九 洗淨施設

六十 剥離施設

六十一 水洗式脱臭施設

六十二 剥離施設

六十三 分離施設

六十四 剥離施設

六十五 剥離施設

六十六 洗淨施設

六十七 脱臭施設

六十八 剥離施設

六十九 脱臭施設

七十 漢方精製施設

七十一 まゆ湯精製施設

七十二 剥離施設

七十三 リンスター精練機

七十四 剥離施設

七十五 洗淨施設

七十六 剥離施設

七十七 剥離施設

七十八 剥離施設

七十九 剥離施設

八十 剥離施設

八十一 剥離施設

八十二 剥離施設

八十三 剥離施設

八十四 剥離施設

八十五 剥離施設

イ ろ過施設	ロ 遠心分離機
ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	二 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設
リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	ヌ 濃式集じん施設
ル 濃式集じん施設	ハ 塩化ビニルアルコール製造施設のうち、蒸留施設
ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設
ヌ 塩化ビニルモノマー洗浄施設	ヌ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
ホ クロロブレンモノマー洗浄施設	二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
リ 原料処理施設	ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	三十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ロ 静置分離器	イ オメガアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ホ 蒸留施設	ハ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
ロ 遠心分離機	二十二 フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及び過施設

三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ る過施設
ハ 遠心分離機	二十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ホ 水洗式集じん施設	二十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
リ 原料処理施設	ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
ロ 脱水施設	二十五 有機ゴム製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ハ 水洗施設	二十六 施設及び蒸留施設
リ 原料処理施設	ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
ヌ 濃式集じん施設	二十七 ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設	二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ロ 脱水施設	二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	三十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ホ 蒸留施設	イ オメガアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
ロ 遠心分離機	三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ハ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	三十二 フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及び過施設

く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ る過施設
ハ 洗浄施設	四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ホ 抽出施設	四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
リ 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	四十三 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設	四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ロ 石灰づけ施設	四十五 木材化学工業の用に供するフルフラーレ蒸留施設
ハ 洗浄施設	四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ホ 原料処理施設	四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
リ 脱水施設	四十八 ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
イ 混合施設	四十九 廉ガス洗浄施設
ロ 過施設	五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する混合施設
ハ 分離施設	五十一 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ホ 廉ガス洗浄施設	五十二 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ロ 蒸気凝縮施設	五十三 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ハ 反応施設及びメチルアルコール蒸留施設	五十四 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ホ 廉ガス洗浄施設	五十五 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ロ 原料精製施設	五十六 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ハ 塩析施設	五十七 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ホ 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	五十八 の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四・ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
ロ 原料精製施設	五十九 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
イ 原料精製施設	六十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ロ 脱塩施設	六十一 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ハ 脱硫施設	六十二 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ホ 潤滑油洗浄施設	六十三 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
リ 挥発油、灯油又は軽油の洗浄施設	六十四 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 脱臭施設	六十五 の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)の用に供する蒸留施設

四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ロ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及び過施設	四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及	四十三 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
び過施設	四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	四十五 木材化学工業の用に供するフルフラーレ蒸留施設
ハ 洗浄施設	四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ホ 原料処理施設	四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
リ 脱水施設	四十八 ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
イ 混合施設	四十九 廉ガス洗浄施設
ロ 過施設	五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ハ 分離施設	五十一 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ホ 廉ガス洗浄施設	五十二 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ロ 蒸気凝縮施設	五十三 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ハ 反応施設及びメチルアルコール蒸留施設	五十四 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ホ 廉ガス洗浄施設	五十五 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ロ 原料精製施設	五十六 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ハ 塩析施設	五十七 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ホ 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	五十八 の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四・ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
ロ 原料精製施設	五十九 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
イ 原料精製施設	六十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
ロ 脱塩施設	六十一 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ハ 脱硫施設	六十二 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ホ 潤滑油洗浄施設	六十三 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
リ 挥発油、灯油又は軽油の洗浄施設	六十四 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 脱臭施設	六十五 の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)の用に供する蒸留施設

、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 洗浄施設
ロ 石灰づけ施設
ハ タンニンづけ施設
ニ クロム浴施設
ホ 染色施設
ロ 麻ガス洗浄施設
五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 研磨洗浄施設
ホ 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチヤープラント
ロ 成型機
ハ 水洗式破碎施設
五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
五十八 窯業原料（うわ窯原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの
ロ 酸處理施設
ハ 水洗式分別施設
五十九 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 水洗式破碎施設
ロ 水洗式分別施設
六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設
ロ ガス冷却洗浄施設
六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 還元そそう
ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
ハ 燃入れ施設
ニ ハニウム浴施設
ホ 湿式集じん施設
六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 燃入れ施設
ロ 電解式洗浄施設
ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
ニ 水銀精製施設
ホ 麻ガス洗浄施設
六十四 空きひん鉢売業の用に供する自動式洗びん施設
六十五 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、麻ガス洗浄施設
六十六 石油又はガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設
ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）、工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの净水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）
六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六 電気めつき施設
六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四一二オキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四

六十二の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第一百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）
イ 還元そそう
ロ 電解施設
ハ 湿式集じん施設
六十三の二 空きひん鉢売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、麻ガス洗浄施設
六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設
ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの净水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）
六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六 電気めつき施設
六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四一二オキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四

六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第一百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）
イ 還元そそう
ロ 電解施設
ハ 湿式集じん施設
六十三の二 空きひん鉢売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、麻ガス洗浄施設
六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設
ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの净水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）
六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六 電気めつき施設
六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四一二オキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四

六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第一百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）
イ 還元そそう
ロ 電解施設
ハ 湿式集じん施設
六十三の二 空きひん鉢売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、麻ガス洗浄施設
六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設
ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの净水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）
六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六 電気めつき施設
六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四一二オキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四

項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。」が設置するもの。ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設。

七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)

七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)

七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿処理槽を除く。)

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

イ 埼玉県(熊谷市(玉井、玉井南一丁目から玉井南三丁目まで、新堀、高柳、玉井一丁目から玉井五丁目まで、上中条、上奈良(字小塙、字下向河原及び字上向河原を除く。)、中奈良、下奈良、四方寺、奈良新田、東別府、西別府、下増田、別府一丁目から府五丁目まで、新堀新田、拾六間(字外原を除く。)、美士里町一丁目から美土里町三丁目まで、妻沼、弥藤吾、男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、日向、弁財、大野、俵瀬、妻沼東一丁目から妻沼東五丁目まで、妻沼中央、籠原南一丁目から籠原南三丁目まで、妻沼西一丁目及び妻沼西二丁目に限る。)、行田市大字北河原、秩父市吉田太田部、加須市(飯積、麦倉、柳生、小野袋、柏戸、向古河、陽光台一丁目、陽光台二丁目、伊賀袋、駒場、本郷宿の内、字塙越、字柳馬場、字竹の内、字大宿、字一本杉、字餓鬼塙、字流、字伊勢領、字的場、字下田、字千歳寺、字櫛引及び字水崎を除く。)、緑台、小前田、荒川、黒田、永田及び新田、高柳、六高台一丁目から六高台九丁目ま

北根を除く。)、秩父郡皆野町(大字金沢(字所沢、字中東、字水堺、字柿篭、字新平、字妙部谷戸、字小塙沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字岩鼻及び字金山入字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大字円良田ロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)の区域。

七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿処理槽を除く。)

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

一 宮地町、大井戸町、大草町、小倉町、御成台一丁目から御成台四丁目まで、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、桜木一丁目から桜木八丁目まで、桜木北泉町、大井戸町、大草町、小倉町、御殿町、谷戸、吉春字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米沢、字中東、字水堺、字柿篭及び字新平、字妙部谷戸、字小塙沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字岩鼻入、字金山入字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大字円良田を除く。)、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。)の区域。

ロ 千葉県の区域のうち、千葉市(若葉区(和泉町、大井戸町、大草町、小倉町、御殿町、谷戸、吉春字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米沢、字中東、字水堺、字柿篭及び字新平、字妙部谷戸、字小塙沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字岩鼻入、字金山入字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大字円良田を除く。)、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。)の区域。

ロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)

七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿処理槽を除く。)

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

別表第二(第四条の二関係)

一 宮地町、大井戸町、大草町、小倉町、御殿町、谷戸、吉春字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米沢、字中東、字水堺、字柿篭及び字新平、字妙部谷戸、字小塙沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字岩鼻入、字金山入字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大字円良田を除く。)、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。)の区域。

ロ 千葉県の区域のうち、千葉市(若葉区(和泉町、大井戸町、大草町、小倉町、御殿町、谷戸、吉春字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米沢、字中東、字水堺、字柿篭及び字新平、字妙部谷戸、字小塙沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字岩鼻入、字金山入字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大字円良田を除く。)、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。)の区域。

ロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)

七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿処理槽を除く。)

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

一 宮地町、大井戸町、大草町、小倉町、御殿町、谷戸、吉春字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米沢、字中東、字水堺、字柿篭及び字新平、字妙部谷戸、字小塙沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字岩鼻入、字金山入字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大字円良田を除く。)、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。)の区域。

ロ 千葉県の区域のうち、千葉市(若葉区(和泉町、大井戸町、大草町、小倉町、御殿町、谷戸、吉春字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米沢、字中東、字水堺、字柿篭及び字新平、字妙部谷戸、字小塙沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字岩鼻入、字金山入字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大字円良田を除く。)、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。)の区域。

ロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)

七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿処理槽を除く。)

ら上永谷六丁目まで、丸山台一丁目から丸山台四丁目まで、日限山一丁目から日限山四丁目まで、東芹が谷及び下永谷一丁目から下永谷六丁目までに限る。）、緑区長津田町（字道正、字滝沢及び字西之原に限る。）、瀬谷区、栄区及び泉区を除く。）、川崎市、横須賀市（長井一丁目から長井六丁目まで、御幸浜、林一丁目から林五丁目まで、須輕谷、武一丁目から武五丁目まで、太田和一丁目から太田和五丁目まで、荻野、長坂一丁目から長坂五丁目まで、佐島一丁目から佐島三丁目まで、芦名一丁目から芦名三丁目まで、秋谷、秋谷一丁目から秋谷四丁目まで、山科台、子安、湘南国際村一丁目から湘南国際村三丁目まで、光の丘、佐島の丘一丁目及び佐島の丘二丁目を除く。）及び三浦市南下浦町（上宮田（字船込、字鹿穴甲、字鹿穴乙、字鹿穴台、字揚橋、字伸田、字池頭、字山ヶ谷戸、字池頭、字根辺ヶ谷戸及び字向ノ原を除く。）、菊名（字陣場を除く。）、金田（字太々久保、字南野頓坊、字東野頓坊、字名古及び字松塚を除く。）及び松輪（字劍崎、字南向、字松輪、字間口、字八ヶ久保、字遠津原、字遠津山、字柳作、字坊作、字池田及び字勝谷原に限る。）に限る。）の区域

川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下津田、大字長田及び大字山中福田に限る。)及び神石郡神石高原町(古川(字仁後及び字間谷に限る。)及び福永(字滝合及び字見後に限る。)に限る。)を除く。)の区域
チ 山口県(下関市(豊田町(大字塙路子、大字殿居、大字佐野、大字荒木、大字一ノ俣、大字金道、大字宇内、大字八道、大字鷹子及び大字浮石に限る。)及び豊北町(大字神田上、大字神田(神田特牛地区、神田堀越地区、神田鳴瀧地区、神田荒田地区及び神田大川地区に限る。)に限る。)を除く。)及び大字矢玉を除く。)に限る。)
山口市(阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東藏目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。)、萩市、長門市(渋木大坪区及び俵山を除く。)、美祢市美東町赤山中区及び阿武郡を除く。)の区域
リ 徳島県(海部郡(美波町赤松を除く。)を除く。)の区域
ヌ 香川県の区域
ル 愛媛県(宇和島市(三間町及び津島町(御内、横川及び下畠地(上植上及び上植下に限る。)に限る。)、上浮穴郡、喜多郡内子町中川、北宇和郡及び南宇和郡愛南町(深浦、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敷盛、岩水、垣内、古月、舩越、久良、正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松、越田、船越、久家、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、櫻月、下久家、大成川、小成川及び武者泊に限る。)を除く。)の区域
ヲ 福岡県の区域のうち、北九州市(若松区(大字有毛(字赤道、字岩名、字海老川、字高尾、字辻、字西ノ上及び字浜山に限る。)、大字乙丸(字岩河内、字大牟田、字笠松、字小牟田、字新地及び字椎牟田に限る。)、大字小敷(字太閣水及び字三ツ松に限る。)、大字高須、高須西一丁目、高須西二丁目、高須南一丁目から高須南五丁目まで、高須東一丁目から高須東四丁目まで、高須北一丁目から高須北三丁目まで、青葉台西三丁目から青葉台西六丁目まで、青葉台南一丁目から青葉台南三丁目まで及び花野路一丁目から花野路三丁目までに限る。)及び八幡西区(大字浅川、浅川台一丁目から浅川台三丁目まで、大字香月、吉祥寺町、大字楠橋、大字木屋瀬、大字金剛、大字笛田、白岩町、自由ヶ丘、大字

野面、大字畠山、大字馬場山、浅川日の峯一丁目から浅川日の峯四丁目まで、小嶺台二丁目から小嶺台四丁目まで、浅川一丁目、浅川二丁目、藤原一丁目から藤原四丁目まで、船越一丁目から船越三丁目まで、下畠町、馬場山東一丁目から馬場山東三丁目まで、東石坂町、池田一丁目から池田三丁目まで、石坂一丁目から石坂三丁目まで、香月中央一丁目から香月中央五丁目まで、香月西一丁目から香月西四丁目まで、上香月一丁目から上香月四丁目まで、茶屋の原一丁目から茶屋の原四丁目まで、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山綠、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目から楠橋下方三丁目まで、楠橋西一丁目から楠橋西三丁目まで、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目から楠橋南三丁目まで、木屋瀬一丁目から木屋瀬五丁目まで、木屋瀬東一丁目から木屋瀬東四丁目まで、星ヶ丘一丁目から星ヶ丘七丁目まで、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、浅川町、岩崎一丁目から岩崎四丁目まで及び楠北一丁目から楠北三丁目までに限る。)を除く。)、行橋市、豊前市、田川郡添田町(大字英彦山(字タカス原、字鷹巣原、字山大谷、字高住社鳥井脇、字分銅石及び字尾登に限る。)及び大字津野に限る。)、同郡赤村大字赤(字雉子越、字大谷、字下ノ東大谷、字西大谷下ノ切、字汐井谷及び字別府を除く。)、京都郡及び築上郡の区域
ワ 大分県の区域のうち、大分市、別府市、中津市、日田市大字花月(字小石坂、字源太郎、字仙道、字小塚、字小塚の上、字杉山、字堂田、字仮屋、字梅ノ木奥、字梅ノ木、字下平、字ツラ山、字闇、字善四郎及び字柳原に限る。)、大字佐伯市(字目、米水津及び蒲江を除く。)、臼杵市、津久見市、竹田市(久住町(大字久住字久住山及び大字有氏(字九重山、字鉢ノ久保及び大字船山に限る。)に限る。)を除く。)、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(庄内町阿蘇野(字西大原及び字大原に限る。)及び湯布院町川西字野稻を除く。)、国東市、東国東郡、速見郡、玖珠郡九重町大字田野(字扇山及び字杖立ヶ台に限る。)及び同郡玖珠町(大字森

字奥ムタ、字二ツ谷、字栗の木登、字城ヶ嶽、字石飛、字鹿の角、字宝蔵寺、字下向、字下ノ牧、字浦山、字鍋、字後、字湯舟、字阿子洞、字堀の首、字水川平、字扇山、字柳ヶ谷、字奥ムタ、字二ツ谷、字栗の木登、字城ヶ嶽、字石飛、字鹿の角、字宝蔵寺、字下向、字下ノ牧、字浦山、字鍋、字後、字湯舟、字阿子洞、字堀の首、字水川平、字扇山、字柳ヶ谷、字浅尻、字元の烟、字柿木山、字宇戸山、字杣の木、字下宇戸、字中宇戸、字潰レ坂、字宇戸、字浦、字谷ノ川内、字三挺弓、字梅の木谷、字老舞、字代官櫃、字ホドウド、字石塙の元、字大烟、字川底、字園田、字滝の口、字松ヶ田尾、字駄原、字蜂の巣、字土橋、字小野、字栗山、字石仏、字小野山、字井の窪、字中の須加、字肉ヶ窪、字塙の脇、字走り落、字久保田、字庵の山、字狐迫、字南ヶ原、字丸山、字鶴の原、字宮の上、字小原及び字下日出生に限る。)、大字太田字鳥屋及び大字古後(字袖ノ木、字下河内、字長田、字平原、字中野、字道の迫、字神原、字小場、字杉山、字原、字專道及び字梶原に限る。)の区域
備考
一 この表に掲げる区域は、令和三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。
二 第三号ニに掲げる区域のうち旧字といふ名称を含むものは、当該区域において広く通用している名称によつて表示されたものとする。

三 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業(石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。)の用に供するイ及びハの施設
四 別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
五 別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗製造業の用に供するロ及びハの施設
六 別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ別表第一第一号の二から第四号までに掲げ
る施設
七 別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
八 別表第一第八号に掲げる施設
九 別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
十 別表第一第十七号に掲げる施設
十一 別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物糞料製造業の用に供するもの
十二 別表第一第十三号に掲げる施設
十三 別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
十四 別表第一第十九号に掲げる施設
十五 别表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
十六 别表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
十七 别表第一第二十号に掲げる施設
十八 别表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
十九 别表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
二十 别表第一第二十三号に掲げる施設のうち、湿式織維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
二十一 别表第一第二十四号に掲げる施設のうち、りん酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
二十二 别表第一第二十七号に掲げる施設のうち、チの施設
二十三 别表第一第二十九号に掲げる施設のうち、チの施設
二十四 别表第一第三十号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供するイ、ハ及びロの施設
二十五 别表第一第三十二号に掲げる施設
二十六 别表第一第三十五号に掲げる施設
二十七 别表第一第四十二号に掲げる施設
二十八 别表第一第四十四号に掲げる施設
二十九 别表第一第五十一号に掲げる施設のうち、ホの施設
三十 别表第一第五十二号に掲げる施設
三十一 别表第一第五十八号に掲げる施設

三十二 别表第一 第六十四号及び第六十四号の二に掲げる施設	〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場
三十三 別表第一 第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帶鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鐵板の製造業の用に供するもの	三十四 別表第一 第六十六号の三から第六十七号までに掲げる施設
三十五 別表第一 第六十八号の二に掲げる施設	三十六 別表第一 第六十九号及び第六十九号の二に掲げる施設
三十七 別表第一 第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設	三十八 别表第一 第七十四号に掲げる施設
三十九 別表第一 第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設	別表第四（第八条関係）
四十 畜産農業又はサービス業の用に供する施設	一 畜産農業又はサービス業の用に供する施設
四十一 であつて、次に掲げるもの	イ 豚房施設（豚房の総面積が四〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）
四十二 魚類養殖業の用に供する養殖施設	ロ 牛房施設（牛房の総面積が一六〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）
四十三 共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積が一六〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）	ハ 馬房施設（馬房の総面積が四〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）
四十四 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が一二〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）	ト トル未満の事業場に係るもの）
四十五 飲食店（次号及び第七号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が一四〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）	一 魚類養殖業の用に供する養殖施設
四十六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が二二〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）	二 共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積が一六〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）
四十七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が五〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）	三 共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積が一六〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）
四十八 病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設	四 共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積が一六〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）

九 卸売市場（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場
十 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の面積が六五〇平方メートル未満の事業場に係るもの）
十一 し尿淨化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以下のものを除く。）
十二 未満の事業場に係るもの）